



但東未来づくり補助金

～地域のみなさまのチャレンジを応援します～



市民の皆さんが但東地域の課題を「ジブンゴト」として考え、地域の未来をつくるために、市民団体の活動費を助成し、新しい挑戦やまちの魅力を高める活動を応援します。

補助対象

豊岡市内に所在地または主たる活動場所を有する市民活動団体、NPO法人、企業及び任意団体等の団体のうち、構成員が5名以上で、かつ過半数が市民で構成されている団体。

※新規に立ち上げられた団体も対象。

詳細・様式はこちらから



対象事業

以下のいずれかの項目に該当するものが対象です。

(ア) 関係人口の増加に寄与する事業

－ 但東の地域資源の掘起しや活用に資する事業、但東の魅力の発信

(イ) 定住人口の増加に寄与する事業

－ 関係人口・移住者の増加に資する活動、多様な人々の活躍の場の創出

(ウ) たんとう未来プランを実践するための事業

－ 但東の産業振興による就労機会の拡大、地域に愛着を感じる若者・地域に興味を持つ若者の増加、安心して子育てができるための活動 など

◆ 但東地域内で実施する事業

◆ 2027年3月15日までに実施が完了する事業

◆ 広く市民が参加できる事業又は一般に公開されるもの

補助金額

対象経費の1/2以内で上限 10万円(1,000円未満の額は切り捨て)とします。

審査書類の提出期間

9月11日(金)から10月9日(金)

10月18日にプレゼンテーション審査を行います。

補助対象経費

対象経費	内容	注意事項
報償費	講演や研修会開催にかかる講師への謝礼金	団体構成員の謝金などの人件費は対象外
旅費	講師、出演者等の交通費及び宿泊費	団体の構成員の旅費は対象外 交通費は対象者、移動手段等を示すこと
消耗品費	事業実施や事務局運営に必要な消耗品類や材料等の購入経費（コピー用紙、封筒、筆記用具など）	備品となる品は対象外
印刷製本費	事業に必要な印刷物に係る経費（チラシ・ポスター印刷代など）	
役務費	郵送料、運搬費用、保険代、手数料など	郵送料、運搬費用は、誰に何をどこまで送付したかを記録すること
委託料	事業を効率的に実施するために 専門知識・技術を要する業務 の委託経費（舞台設営・撤去の委託など）	
使用料及び賃借料	機材や会場などの使用料、賃借料（会議室使用料、機材レンタル、車両借り上げ料など）	家賃（敷金・礼金含む）は対象外
その他	事業実施に不可欠と認められる経費	報償費～使用料及び賃借料が対象経費の原則となるため、その他で認められる費用は相当の理由や説明が必要

★他の補助金等の交付を受けた補助対象経費と当該補助金の補助対象経費は、重複してはならないものとします。

応募から補助金交付申請までの流れ

スケジュール	内容
審査書類の提出 (9月11日～10月9日)	提出書類や補助金の詳細については、下記お問合せまでご連絡ください。 事前にご相談いただくと申請がスムーズです。
プレゼンテーション審査会 (10月18日)	1者あたり20分以内(事業者による企画提案10分以内、選定委員による質疑応答10分以内)でプレゼンテーションをしていただきます。 審査会に欠席の場合は、補助金交付の対象となりません。
審査結果の通知 (10月23日)	但東未来づくり補助金申請承認（又は不承認）通知書により、審査結果を通知します。
補助金交付申請 (10月26日から)	承認された場合、10月26日以降に随時交付申請をしていただきます。 補助金交付決定の通知を受けてから事業を実施してください。 ※2027年3月15日までに事業を完了させてください。

《お問合せ》 豊岡市役所 但東振興局 地域振興課
TEL:0796-21-9032
Mail:tantou-chiiki@city.toyooka.lg.jp